

市立保育所・こども園の児童等が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者と確認された場合は、おおむね次のように対応する。

1 対応の流れ

- (1) 児童が保育中に体調不調を訴えた場合
 - ・ 保護者に連絡し、できるだけ早く迎えを依頼する。
 - ・ 当該児童は、別室で待機する。
 - ・ 保護者に引き渡す際に、医療機関の受診を依頼する。
 - ・ PCR検査を受けることが決まれば園に連絡を入れていただくよう依頼する。
- (2) 児童がPCR検査を受けることが判明した場合
保健所の指示の下、当該児童が使用した保育室内を消毒する。
- (3) 児童がPCR検査により新型コロナウイルス感染症と診断された場合
 - ・ 嘱託医（学校医）に連絡するとともに、個人情報を守秘しながら、他の保護者等へも速やかに情報提供する。
 - ・ 保育中に連絡を受けたときは、直ちに全園児の保護者に、お迎えを要請する。
 - ・ 当該児童に対しては、治癒するまでの間、登園回避要請又は学校保健安全法に基づく出席停止の措置（以下「登園等停止措置」という。）をとる。
 - ・ 保健所の指示の下、保育室、フロア、手洗い場、トイレ等の消毒を行う。
 - ・ 翌日は、臨時休園とし、園内を消毒する。
 - ・ 保健所、嘱託医（学校医）等と協議し、臨時休園の対象者の範囲・期間を決定するとともに、保護者等に情報提供を行う。
- (4) 児童が濃厚接触者と判断された場合
 - ・ 当該児童に対しては、患者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、登園等停止措置をとる。
 - ・ 当該児童は、朝夕の体温確認、症状出現の有無の確認等、健康観察を続ける。

2 児童の家族等が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合

- (1) 児童の家族等に感染が確認された場合
当該家族が送迎等で園に立入していた場合は、1(3)の対応に準じる。
- (2) 児童の家族等が濃厚接触者と判断された場合
濃厚接触者の家族である児童は、保健所における健康観察の対象外であり、通常的生活となることから、児童への過度の対応（登園を断るなど）がないように留意する。

3 園の職員が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合

1に準じて、保健所の指示により対応する。

4 その他

- (1) 児童や保護者がPCR検査を受けたり、濃厚接触者と特定されたりした場合は、園に連絡していただくよう、あらかじめ保護者に依頼しておく。
- (2) 休園となった場合も、必要やむを得ない保育ニーズがある場合については、消毒を完了した当該園において、濃厚接触者と特定されない職員・児童による段階的な保育を再開する。
- (3) 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように、十分に配慮する。
- (4) 登園回避や出席停止、臨時休園によって教育・保育が提供されない日が生じた場合の利用者負担額及び副食費については、日割り計算等で減額する。